

日本私立学校振興・共済事業団インターネット公売ガイドライン

第1 総則

日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」といいます。）が実施するインターネット公売（以下「インターネット公売」といいます。）とは、私立学校教職員共済法第33条が準用する国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定に基づき、紀尾井町戦略研究所株式会社が運営する官公庁オークションサイトにおいて、私学事業団が実施する公売手続をいいます。

インターネット公売に参加していただくためには、国税徴収法に基づく公売手続及びインターネット公売を利用していただくための規約について記載しました以下の日本私立学校振興・共済事業団インターネット公売ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、公売手続に関するすべての条項について確認していただくとともに、同意していただく必要があります。

1 本ガイドラインにおける用語の意義等

本ガイドラインで使用する用語の意義は、国税徴収法の定めるところによるほか、次のとおりとします。

(1) インターネット公売

官公庁オークションサイトにおいて、期間入札の方法により私学事業団が実施する公売をいいます。

(2) 公売財産

公売財産とは、私学事業団が国税滞納処分の例により差し押さえた財産のうち、インターネット公売に付される財産又は付された財産をいいます。

(3) 公売参加者

公売参加者とは、インターネット公売で公売財産の入札に係る買受申し込みをしようとする者又はした者をいいます。

(4) 代理人

代理人とは、公売参加者の委任を受けて実際にインターネット公売の手続きを行う者をいいます。

(5) 公売参加申込期間

公売参加申込期間とは、インターネット公売の入札に先立って、あらかじめ公売参加の申し込みの受け付けをする期間をいいます。

(6) 入札申込期間

入札申込期間とは、インターネット公売で公売財産の入札の受け付けをする期間をいいます。

(7) 公売担当部署

公売担当部署とは、インターネット公売で公売財産にかかる公売事務を行う私学事業団業務部掛金課徴収係をいいます。

(8) 身分に関する証明書

本人確認のための身分に関する証明書（運転免許証等の公的機関発行の証明書等）をいいます。

なお、法人代表者の場合は、上記のほか商業登記簿にかかる登記事項証明書等の代表権限を有する書面をいいます。

2 インターネット公売において適用する法律など

インターネット公売の手続は、本ガイドラインに定めるところによるほか、国税徴収法の定めるところによります。

また、紀尾井町戦略研究所株式会社が定める KSI 官公庁オークション利用規約や関連するその他の規約などについては、本ガイドライン及び国税徴収法の規定に反しない限り、インターネット公売の手続において公売参加者又はその代理人（以下「公売参加者等」といいます。）を拘束するものとします。

3 インターネット公売に関する公売の条件

インターネット公売に関する公売の条件には、本ガイドラインに定める事項のほか、私学事業団が行う公売公告に定める事項があります。

4 インターネット公売の法的性質

公売とは、私学事業団が、滞納者の財産を差し押さえ、この財産（公売財産）を強制的に売却する制度です。インターネット公売には、次に掲げる事項など、通常の売買やオークションと異なるところがあります。

- (1) 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、滞納者（現所有者）及び公売担当部署には担保責任が生じないこと。
- (2) 公売担当部署は、公売財産が不動産の場合、現実の引き渡しの義務を負わないこと。
また、公売財産と隣接地との境界の確定、公売財産に占有者等がいる場合のその占有者等から引き渡しを受けることに及び不動産内にある動産の撤去などについては、買受人が自己の責任において行わなければならないこと。
- (3) 買受人は、買受人に承継される債務を負担しなければならないこと。
- (4) 買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品及び買受代金の返還を求めることができないこと。

5 下見会の開催

公売財産が不動産の場合、下見会は開催しません。ただし、インターネット公売には、上記4に記載しました法的性質があるため、公売財産が動産、自動車などの場合は、必要に応じて公売財産の下見会を開催することがあります。

6 公売保証金の提供

インターネット公売に参加するためには、あらかじめ公売保証金を提供する必要があります。公売保証金の提供方法につきましては、第3の2(2)イ《公売保証金の提供方法》をご確認ください。

7 官公庁オークションサイト

インターネット公売に関する参加申込みや入札の手続などは、紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネット環境上に提供するオークションシステムである「KSI 官公庁オークション」(<https://kankocho.jp>) において行います。

公売参加者等は、公売システムの画面上で参加申込みなどの一連の手続を行ってください。

8 公売中止

インターネット公売においては、公売財産の売却決定がされたとしても、買受代金が納付されるまでに滞納保険料等が完納された場合など、公売担当部署がその公売財産の公売を中止することがあります。

また、公売システムなどに不具合が生じたことにより、次に掲げる期間において次のような事態が発生した時は、公売全体を中止することがあります。公売中止につきましては、私学事業団のホームページなどに掲載します。

(1) 入札申込期間前

ア 公売参加申込期間の始期に公売参加申込みの受付を開始することができないとき

イ 公売参加申込期間中に公売参加申込みの受付をすることができない状態が相当期間継続したとき

ウ 公売参加申込期間の終期以降に公売参加申込みの受付をすることができる状態が継続し、その終期以降に受付をした公売参加申込みを取り消すことができないとき

(2) 入札申込期間中

ア 入札申込期間の始期に入札の受付を開始することができないとき

イ 入札申込期間中に入札の受付をすることができない状態が相当期間継続したとき

(3) 入札申込期間終了後

ア 入札申込期間の終期以降に入札の受付をすることができる状態が継続したとき

イ 入札の受付を終了した旨の情報を公売システムに掲載することができないとき

第2 インターネット公売の参加資格

1 インターネット公売の参加制限

次のいずれかに該当する者は、インターネット公売に参加することができません。（代理人による参加もできません。）

- (1) 国税徴収法第92条《買受人の制限》の規定に該当する者
- (2) 国税徴収法第108条第1項《公売実施の適正化のための措置》の規定に該当する者（過去2年間、インターネット公売で買受代金を納付しなかった者など）
- (3) 本ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社の KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (4) 公売財産が農地など買受人に一定の資格や要件を必要とする場合で、その資格などを有していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する者
※暴力団員等とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- (6) 制限行為能力者（民法第753条該当者を除きます。）
ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。
- (7) 公売の手続に関する日本語を理解することができない者
ただし、その代理人が公売の手続に関する日本語を理解できる場合は除きます。
- (8) 住所又は所在地、連絡先がいずれも日本国内にない者
ただし、その代理人の住所又は所在地、連絡先が日本国内にある場合を除きます。

2 代理人によるインターネット公売の参加

公売参加者は、代理人にインターネット公売の手続をさせることができます。この場合において、公売参加者は、代理人に対し、公売参加申込みから入札までの手続及びこれらに附随する事務を委任することとします。ただし、制限行為能力者（民法第753条該当者を除きます。）が代理人になることはできません。

(1) 代理人の資格

代理人は、前記第2の1《インターネット公売の参加制限》に該当する者は、インターネット公売に参加することができません。

(2) 代理人による参加の手続

ア 公売参加者は、代理人にインターネット公売の手続をさせる場合、「委任状」を郵送（民間事業者による信書便による場合を含みます。以下同じ。）又は直接提出する方法により、入札申込期間の開始する2日前（休日等を除きます。以下同じ。）までに公売担当部署に提出（郵送による提出は公売担当部署が指定する期日までに必着していること

を要します。以下同じ。) する必要があります。

公売担当部署が入札申込期間の開始する 2 日前までに「委任状」の提出を確認できない場合は、代理人は、原則として入札をすることができません。また、公売参加者以外の者から「委任状」が提出された場合も、入札をすることができません。

イ 代理人は、官公庁オークションサイトのログイン ID を取得していただいたうえで、公売参加申込み及び入札の手続などを行ってください。

ウ 代理人による公売参加申込み及び入札の手続などの詳細については、第 3 《インターネット公売の手続》及び第 4 《入札形式で行うインターネット公売手続》をご覧ください。

(3) 復代理人の選任の権限

公売参加者は、任意代理人を選任した場合、その代理人に復代理人を選任する権限を付与したものとみなします。

(4) 代理人による参加における注意事項

ア 代理人に国税徴収法第 108 条第 1 項に該当すると認められる事実がある場合、公売参加者及び代理人は同法第 108 条第 1 項に該当し、以後 2 年間当該執行機関の実施する公売に参加できません。

イ 国税徴収法第 108 条第 1 項に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者を代理人とした者は、同法第 108 条第 1 項に該当し、以後 2 年間当該執行機関の実施する公売に参加できません。

ウ ア及びイの場合、納付された公売保証金は没収し、返還しません。

3 法人代表者によるインターネット公売の参加

法人代表者（法人の代表権限のある者をいいます。以下同じ。）は、法人名でインターネット公売に参加することができます。

なお、法人代表者以外の者がインターネット公売の手続を行う場合は、前記 2 《代理人によるインターネット公売の参加》に定める手続を行う必要があります。

(1) 法人代表者が法人名でインターネット公売に参加する場合、法人の所在確認及び法人代表者の資格を証明できる商業登記簿に係る登記事項証明書などの書類を、郵送又は直接提出する方法により、入札申込期間の開始する 2 日前までに公売担当部署に提出する必要があります。

公売担当部署が入札申込期間の開始する 2 日前までに登記事項証明書などの提出を確認できない場合は、法人代表者は、原則として入札をすることができません。

(2) 法人代表者は、官公庁オークションサイトのログイン ID を取得していただいたうえで、公売参加申込み及び入札の手続などを行ってください。

(3) 法人代表者による公売参加申込み及び入札の手続などの詳細については、第 3 《インターネット公売の手続》及び第 4 《入札形式で行うインターネット公売手続》をご覧ください。

ださい。

4 共同入札によるインターネット公売の参加

公売参加者は、公売財産が共有を認める財産（例えば、不動産）の場合、共同入札（インターネット公売で一つの公売財産について、複数の方で共有する目的で、ほかの複数の入札者が共同して入札することをいいます。以下同じ。）をすることができます。この場合において、共同入札者（インターネット公売で共同入札を行う者をいいます。以下同じ。）は、共同入札代表者（共同入札において、共同入札者の中から一人選ばれた、ほかの共同入札者を代表してインターネット公売の手続を行う者をいいます。以下同じ。）を決める必要があります。

なお、共同入札代表者以外の者がインターネット公売の手続を行う場合は、上記2《代理人によるインターネット公売の参加》に定める手続を行う必要があります。

(注) 共有を認めない公売財産については、共同入札はできません。

- (1) 共同入札代表者が共同入札をする場合、共同入札者全員の住所（所在地）、氏名（名称）、持分を記入した「共同入札代表者の届出書」に全ての共同入札者の本人確認ができる共同入札者全員の住民票の写しなどの書類を添えて、郵送又は直接提出する方法により、入札申込期間の開始する2日前までに公売担当部署に提出する必要があります。

(注) 共同入札代表者は、原則として買受代金の領収証書の宛名となる者及び公売保証金が返還される場合の受取人となる者といたします。

公売担当部署が入札申込期間の開始する2日前までに「共同入札代表者の届出書」及び共同入札者全員の住民票の写しなどの書類の提出を確認できない場合は、共同入札代表者は、原則として共同入札をすることができません。

- (2) 共同入札代表者は、官公庁オークションサイトのログインIDを取得していただいたうえで、公売参加申し込み及び入札の手続などを行ってください。
- (3) 共同入札代表者による公売参加申し込み及び入札の手続などの詳細については、第3《インターネット公売の手続》及び第4《入札形式で行うインターネット公売手続》をご覧ください。

5 公売参加者等による自己のためなどの入札の禁止

- (1) 代理人は、公売参加者のために入札を行う公売財産について、公売参加者のために行う入札とは別に、自己のために入札をすることはできません。
- (2) 代理人が、一つの公売財産に対して複数の公売参加者から入札の手続などについて委任を受けた場合は、その委任を受けたすべての公売財産の入札をすることができません。
- (3) 公売参加者は、代理人に入札の手続などを委任した公売財産について、自己のために

又は更に他の代理人に委任して入札をすることはできません。

- (4) 法人代表者は、法人のために入札を行う公売財産について、法人のために行う入札とは別に、自己のために又は他の公売参加者の代理人として入札をすることはできません。
- (5) 法人代表者が法人のために入札を行う公売財産について、更に他の代理人に委任して入札をすることはできません。
- (6) 共同入札代表者は、共同入札を行う公売財産について、共同入札のために行う入札とは別に、自己のために又は他の公売参加者の代理人として入札をすることはできません。
- (7) 共同入札代表者以外の共同入札者は、共同入札を行う公売財産について、共同入札のために行う入札とは別に、自己のために又は他の公売参加者の代理人として入札をすることはできません。
- (8) 共同入札代表者が共同入札を行う公売財産について、更に他の代理人に委任して入札をすることはできません。

第3 インターネット公売の手続

1 公売財産情報などの確認

公売担当部署がインターネット公売を実施する場合は、官公庁オークションサイトで公売財産情報を公開するほか、公売公告及び見積価額公告を私学事業団の掲示板などに公告するとともに、私学事業団のホームページに公売財産情報を公開します。

公売参加者並びに代理人、法人代表者及び共同入札代表者（以下「公売参加者等」といいます。）は、必要と認めるときは、入札に先立って、その現況や外観を確認する又は登記簿などの関係書類を閲覧するなど、自らの責任において公売財産に関する情報を収集してください。なお、公売参加者等は、情報収集などの際に、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害してはならないことに留意してください。

2 公売参加申し込み

公売参加者等は、入札に先立って、公売参加申し込みを行ってください。公売参加申し込みには、(1) 公売参加者等情報の入力、(2) 公売保証金の提供並びに必要なに応じて (3) 代理人・共同入札申込欄の選択 (4) 陳述書の提出及び (5) 委任状などの書類提出が必要です。インターネット公売においては、公売参加申し込みが完了した官公庁オークションサイトのログイン ID でのみ入札を行うことができます。

(1) 公売参加者等情報の入力

公売参加者等は、公売公告により定められた公売参加申込期間において、入札をしようとする公売財産の売却区分を指定のうえ、公売参加者等の住所・氏名（法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地・名称・代表者氏名）・電話番号やその他必要

事項について、官公庁オークションサイトに入力し、公売参加申し込みをしてください。

(2) 公売保証金の提供

ア 公売保証金の意義

公売保証金とは、国税徴収法により定められている、入札をする前に納付しなければならない金員をいいます。公売保証金は、公売担当部署が、公売財産ごとに、見積価額（最低入札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

イ 公売保証金の提供方法

公売保証金は、公売財産ごとに提供する必要があります。

公売保証金の提供方法は、クレジットカード払いは利用できません。なお、公売参加者等は、公売保証金の提供方法を公売システムの画面上で入力する必要があります。

A 公売システムの公売物件詳細画面より公売参加申し込みを行ってください。

B 公売参加者等は、公売担当部署に連絡し、振込先金融機関名、口座名義及び口座番号（以下「公売担当部署指定口座」といいます。）を確認した後、次の事項に留意し、公売担当部署指定口座に公売保証金を振り込んでください。

a 複数の公売財産に入札を行う場合、公売財産ごとの振り込みが必要なこと。

b 銀行振込みの際の振込手数料などは公売参加者の負担となること。

c 公売保証金の振り込みを行った者の名義は、公売参加者名である（代理人、法人代表者名でない）こと。

d 共同入札の場合、原則として共同入札代表者名であること。

C 振込の事実を確認できる明細又は画面の写し等を添付した公売財産ごとの「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」を、郵送又は直接提出する方法により、入札申込期間の開始する 2 日前までに公売担当部署に提出する必要があります。

公売担当部署が入札申込期間の開始する 2 日前までに「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の提出を確認できない場合は、公売参加者等は、原則として入札をすることができません。

ウ 公売保証金の買受代金への充当

公売保証金は、落札後の買受代金の納付に充てることができます。

公売保証金を買受代金へ充当する手続の詳細については、第 4 《入札形式で行うインターネット公売手続》をご覧ください。

エ 公売保証金の没収

公売参加者等が提供した公売保証金は、以下の場合に没収し、返還しません。

(ア) 最高価申込者又は次順位買受申込者となり売却決定されたが、納付期限までに買受代金を納付しない場合

(イ) 公売参加者が、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する場合

(3) 代理人・共同入札申込欄の選択

代理人及び共同入札代表者は、公売システムの画面上で、「代理人による手続」欄及び「共同入札」欄の「する」を選択してください。

(4) 陳述書の提出

不動産の買受申し込みをする場合、買受申込者は、国税徴収法第 99 条の 2 に基づき、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を入札参加申込期間の開始する 2 日前までに公売担当部署へ提出する必要があります（ただし、自己の計算において買受申し込みをさせようとする者がいる場合には、別途提出物があります。）。

なお、公売不動産の最高価申込者等について国税徴収法第 106 条の 2 に基づく調査の嘱託を行います。

ア 買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号（定義）に規定する暴力団員をいいます。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）であること

イ 自己の計算において買受申し込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること

なお、買受申込者又は自己の計算において買受申し込みをさせようとする者が法人である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の認可証）の写しを併せて提出する必要があります。

(5) 委任状などの書類提出

公売参加者等は、入札申込期間の開始する 2 日前までに、第 3 の 2 (4)《陳述書の提出》により提出する書類のほか次の書類を公売担当部署に提出する必要があります。

なお、公売担当部署が次の書類を確認できない場合及び公売参加者等がインターネット公売の参加資格がない場合などは、インターネット公売に参加することができません。

ア 代理人による参加の場合 第 2 の 2 (2) 記載の「委任状」

なお、「委任状」は、買受申込者から提出する必要があります。買受申込者以外の者から提出された場合は、代理人はインターネット公売に参加することはできません。

また、買受申込者が制限行為能力者（民法第 753 条該当者を除きます。）である場合は、親権者の同意書などの書類を併せて提出する必要があります。

イ 法人代表者による参加の場合 第 2 の 3 (1) 記載の登記事項証明書など

ウ 共同入札をする場合 第 2 の 4 (1) 記載の「共同入札代表者の届出書」及び共同入札者全員の住民票の写しなど

エ 公売財産が農地である場合 農業委員会などが発行する買受適格証明書

オ 第 3 の 2 (2) イ C 記載の振込の事実を確認できる明細又は画面の写し等を添付した公売財産ごとの「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」

第4 入札形式で行うインターネット公売手続

1 入札

公売参加申込みの受付が完了した公売参加者等は、参加申込みをした公売財産について、入札申込期間内に、入札をすることができます。

なお、入札を行う場合は、次に掲げる点に留意してください。

- (1) 入札は一度しか行うことができないこと。
- (2) 入札を行った後には、取り消し及び入札を行った金額の変更はできないこと。
- (3) 入札の受付は、入札申込期間の終了と同時に締め切られる（自動延長は行いません。）こと。
- (4) 入札を行った最高価申込価額が、落札後に納付すべき買受代金となること。
- (5) 最高価申込者になった場合には、第4の4《最高価申込者の決定》の定めにより、最高価申込者のカナ氏名及び最高価申込（落札）金額が、私学事業団の掲示場及び私学事業団ホームページ上に掲載され一般公開されること。
- (6) 次順位買受申込者になった場合には、第4の8《次順位買受申込者の決定》の定めにより、次順位買受申込者のカナ氏名及び次順位買受申込金額が、私学事業団の掲示場及び私学事業団ホームページ上に掲載され一般公開されること。

2 公売参加申込み及び入札の受付の取り消し

次に掲げる場合には、公売参加申し込み又は入札がなかったものとして取り扱います。

- (1) 公売参加者等が国税徴収法第108条第1項各号に掲げる者に該当する場合
- (2) 公売参加者等が第2の1《インターネット公売の参加制限》のいずれかに該当することが判明した場合
- (3) 公売参加者等が入力した住所・氏名が、住民基本台帳や商業登記簿などに記載されている情報と異なる場合
- (4) 公売参加者等が第三者をかたって公売参加申し込み又は入札をしたことが判明した場合
- (5) 公売参加者等が第2の5《公売参加者等による自己のためなどの入札の禁止》のいずれかに該当することが判明したとき

なお、公売参加申し込み又は入札の受付の取り消しを受け、国税徴収法第108条の処分を受けた者が公売保証金を提供しているときは、その公売保証金は没収されます。

3 追加入札

(1) 追加入札の意義

追加入札とは、最高の価額の公売参加者等が二者以上の場合に、これらの者（以下「追加入札該当者」といいます。）のみによる追加の入札を行い、最高価申込者を決定する

ことをいいます。追加入札においても、入札は一度のみ可能です。

なお、追加入札は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売システム上において、期日入札により行います。

(2) 追加入札の周知方法

追加入札該当者に対し、入札期間終了後、官公庁オークションサイトから電子メールにて追加入札該当者であること及び追加入札期間をお知らせします。

(3) その他

ア 追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。

イ 共同入札者が追加入札該当者となった場合、代表者のログイン ID でのみ追加入札が可能です。

ウ 追加入札に係る開札は、追加入札期間終了後、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売システムにおいて行います。

4 最高価申込者の決定

公売担当部署は、公売公告に定められた最高価申込者の決定の日において、入札の受付をした公売財産ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。

追加入札が行われた場合は、追加入札において追加入札価額が当初の入札価額以上で、かつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。ただし、追加入札終了後も最高価額での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で最高価申込者を決定します。

最高価申込者の決定後、最高価申込者のカナ氏名及び最高価申込価額の告知を、私学事業団掲示場及び私学事業団ホームページ上に一定期間公開することにより行います。

なお、最高価申込者の決定までに、滞納保険料等が完納したことなどにより公売が中止された公売財産については、この限りではありません。

後日、最高価申込者（その者が法人である場合には、その役員）又は自己の計算において最高価申込者に公売不動産の買受申込みをさせた者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団等に該当することが判明した場合は、最高価申込者の決定が取り消されます。

5 入札終了の告知

入札終了の告知は、私学事業団ホームページにおいて、最高価申込者のカナ氏名等の告知の終了後、一定期間掲載することにより行います。

また、売却決定の日（第4の11《売却決定》参照）まで最高価申込者又は次順位買受申込者の氏名及びその価額などについて、私学事業団の掲示場に決定公告を行うとともに

に、決定の通知を行います。

6 最高価申込者への連絡

入札申込期間終了後、最高額で買受申し込みをしている公売参加者等に官公庁オークションサイトから電子メールでその旨を通知します。

この通知は、最高価申込者の決定（第4の4《最高価申込者の決定》参照）を通知するものではなく、最高価申込者として決定予定であることを連絡するとともに、その後の公売手続に関し、最高価申込者の決定までの間に、買受代金の納付方法などの連絡を行うための事前通知であることに留意してください。

7 公売担当部署による事前説明

買受代金の納付方法（公売保証金の充当申出を含みます。）や公売財産の権利移転手続などについての説明を行いますので、最高価申込者は、公売担当部署へ電話により連絡をしてください。最高価申込者から連絡がない場合には、公売担当部署から電話により連絡を行います。ただし、最高価申込者と連絡がとれない場合には、この限りではありません。

8 次順位買受申込者の決定

最高価申込者が買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に売却決定します。

公売担当部署は最高価申込者決定後、以下の条件を全て満たす公売参加者を次順位買受申込者として決定します。

- (1) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札していること。
- (2) 入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金額を差し引いた金額以上であること。
- (3) 入札時に次順位買受申し込みを行っていること。

上記の条件を全て満たす入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により次順位買受申込者を決定します。

なお、入札時に次順位買受申し込みを行った場合、この申し込みは取り消すことができませんのでご注意ください。

また、公売担当部署は、次順位買受申込者を決定したときは、次順位買受申込者のカナ氏名と次順位買受申込価額を、私学事業団掲示場及び私学事業団ホームページ上に一定期間公開することにより行います。

9 次順位買受申込者への連絡

次順位買受申込者又はその代理人等（以下「次順位買受申込者等」といいます。）には、官公庁オークションサイトから入札終了後、あらかじめログインIDで認証された次順位

買受申込者等のメールアドレスに、次順位買受申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

官公庁オークションサイトから次順位買受申込者等に送信した電子メールが、次順位買受申込者等のメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、公売担当部署が売却決定を受けて買受人となった次順位買受申込者等による買受代金の納付を買受代金納付期限までに確認できない場合、その原因が次順位買受申込者等の責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。

10 公売保証金の返還

公売参加者等が提供した公売保証金については、公売参加者が最高価申込者となった場合及び国税徴収法第 108 条第 1 項《公売実施の適正化のための措置》の規定による処分を受けた場合を除き、終了の告知の後に返還されます。

公売保証金の返還方法は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された公売参加者が指定する銀行の預金口座へ振り込みとなります。

(注) 公売保証金は、全国銀行データ通信システム（全銀システム）を利用していない金融機関など一部金融機関の口座には振り込めませんので、私学事業団の公売担当者にご確認ください。

また、公売参加者以外の名義の口座には振り込めませんので、ご注意ください。

なお、次順位買受申込者が提供した公売保証金については、最高価申込者が買受代金納付期限までに買受代金の全額を納付した後に返還されます。

11 売却決定

(1) 最高価申込者に対する売却決定

公売担当部署が定めた売却決定の日において、最高価申込者に対して売却決定を行います。売却決定を受けた公売参加者は買受人となり、売却決定価額（買受代金）を納付することによって公売財産の権利を取得することとなります。

なお、売却決定価額は、入札を行った最高価申込価額となります。

(2) 次順位買受申込者に対する売却決定

公売担当部署は、最高価申込者が買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。

最高価申込者の決定を取り消し、次順位買受申込者がいない場合は、当該公売は成立しません。

ア 次順位買受申込者の売却決定金額

次順位買受申込者の売却決定金額は、次順位買受申込者の入札価額を売却決定金額とします。

イ 売却決定を受けた次順位買受申込者が買受代金を納付しなかった場合

売却決定を受けた次順位買受申込者が買受代金を納付しない場合、納付された公売保証金は返還しません。

この場合、当該公売は成立しません。

12 売却決定の取り消し

次に掲げる場合などには、公売担当部署は売却決定を取り消します。

- (1) 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納保険料等の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 買受人が買受代金の全額を公売公告に定められたその納付の期限までに納付しないとき。
- (3) 買受人が国税徴収法第 108 条第 1 項《公売実施の適正化のための措置》の規定による処分を受けたとき。

13 入札の取り消し

国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 105 条第 1 項ただし書《不服申立てがあった場合の処分の制限》その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合には、その停止期間は、最高価申込者又は買受人は、その入札を取り消すことができます。

入札を取り消した買受人が、公売保証金を提供している場合は、その公売保証金は返還されます。

14 公売保証金の没収

買受人が提供した公売保証金がある場合において、次に掲げる場合は、その公売保証金は返還されません。

- (1) 買受人が公売公告に定められたその納付の期限までに買受代金の全額を納付しないとき。
なお、自動入札システムを利用した買受申し込みにおいて、入札金額の上限額を誤って入力した結果、最高価申込者として決定された場合であっても、買受代金の全額を納付しないときは、公売保証金は返還されないことに留意してください。
- (2) 公売参加者等が、公売保証金を納付した後、買受代金を納付するまでの間に国税徴収法第 108 条 1 項《公売実施の適正化のための措置》の規定による処分を受けたとき。

15 買受代金の納付

買受人又は買受人に代わってインターネット公売手続を行う代理人、法人代表者及び共同入札代表者（以下これらの者を併せて「買受人等」といいます。）は、公売公告に定められた買受代金の納付の期限までに、売却決定価額に相当する金額を買受代金として納付しなければなりません。

買受人等は、買い受けた公売財産について提供した公売保証金について、買受代金に充当することができます。この場合、納付すべき買受代金の金額は、売却決定価額から提供した公売保証金額を控除した金額となります。

(注) 買受人等は、公売保証金を買受代金に充当する場合、公売担当部署に対し、買受代金を納付するまでに「公売保証金の充当申出書」を提出する必要があります。

買受人等が、公売担当部署から公売担当部署指定口座を確認した後、当該口座に買受代金を振り込むことにより納付してください。納付手続きにつきましては、第3の2(2)イ《公売保証金の提供方法》をご確認ください。

公売担当部署は、買受人等へ、売却決定価額から提供した公売保証金額を控除した金額の納付に対する領収書と、充当した公売保証金額に対する領収書を発行します。

なお、納付期限までに公売担当部署が買受代金の振込みを確認できない場合は、売却決定は取り消されますので、振込みについては、なるべく「電信」又は「至急扱い」で行ってください。

16 買受代金の納付の効果

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産の権利を取得します。ただし、農地など公売財産を買い受けるために、許可や承認などが必要な場合には、これらの許可や承認などを受けた時に公売財産の権利を取得することとなります。

買受人が公売財産の権利を取得した場合には、次に掲げる効果が生じます。

(1) 買受人は、公売財産上の質権、抵当権などの担保権に対抗することができること。

ただし、買受人に担保権を引き受けさせることを条件として換価した場合には、この限りではありません。

(2) 買受人は、差押え又は差押え前に設定された抵当権などの担保権に対抗することができる。賃借権などの用益権へ対抗することができること。

また、差押え又は差押え前に設定された抵当権などの担保権に対抗することができる賃借権などの用益権には、対抗することができないこと。

17 買受人が負担する権利移転に伴う費用

買受人は、次に掲げる費用を負担しなければなりません。

(1) 権利移転登記又は登録に必要な嘱託書の郵送料（切手）などの必要費用

(2) 権利移転登記の嘱託に係る登録免許税

第5 公売財産の権利移転手続

1 公売財産の権利移転手続の通則

公売財産の権利移転手続については、財産の区分に応じ定めるところによりますが、今回の公売は不動産のみであるため、不動産以外の区分（動産等）の手続は省略します。た

だし、公売担当部署がその財産の特殊な事情などを考慮して必要と認めた場合は、必要と認める範囲において変更することができるものとします。

なお、買受人は、買受代金の全額を納付した後でなければ、公売財産の権利移転手続を公売担当部署に求めることができません。

また、公売担当部署が買受代金の納付の期限までにその買受代金の全額が納付されたことを確認することができないときも同様とします。

2 不動産の権利移転手続

不動産の権利移転手続は、買受代金の納付の期限の日に、公売担当部署の指定する場所において、次により行います。

なお、公売参加申し込みの際に登録された住所及び氏名が、提出していただく住所証明書と異なる場合（転居などにより相違している場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます。）は、権利移転手続が行うことができないことに、ご注意ください。

- (1) 買受人は、次の書類等を持参して公売担当部署に提示又は提出し、公売担当部署から売却決定通知書の交付を直接受けて権利移転手続関係の説明を受けることとなります。

ア 身分に関する証明書

イ 印鑑

ウ 委任状

エ 売却決定通知書（当日交付を受けたもの）

オ 住所証明書（登記に要します。）

カ 登録免許税の領収証書（登録免許税の額が3万円以下である場合は、その登録免許税の額に相当する印紙でも構いません。）

キ 権利移転手続に必要な書類の郵送費用の額に相当する郵便切手

- (2) 公売担当部署は、公売財産の権利移転の登記嘱託手続を行い、登記所から売却決定通知書（不動産登記法（平成16年法律第123号）第117条《官庁又は公署の嘱託による登記の登記識別情報》に規定する登記識別情報にあたります。）の還付を受け、これを買受人に交付することになります。

第6 雑則

1 個人情報の取り扱い

公売担当部署は、インターネット公売を実施するため、公売参加者等から直接又は紀尾井町戦略研究所株式会社を通じて取得する次に掲げる公売参加者等の個人情報について、私学事業団の定める文書管理規程等に従い、適切に保有・管理します。

また、公売参加者等がインターネット公売に参加する場合、紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネット公売の手続において必要な公売参加者等の個人情報を公売担当部署

に提供することに同意したものとみなします。

- (1) 住民票の写し、委任状に記載された個人情報など、インターネット公売の手続において公売担当部署が公売参加者等から直接取得する個人情報
- (2) 公売参加申込みの際に公売システムに入力される情報など、インターネット公売の手続において紀尾井町戦略研究所株式会社を通じて公売参加者等から取得する個人情報
- (3) 公売参加者等による公売保証金の提供、返還その他これらに附帯して取得する個人情報

2 システム利用における禁止事項

公売参加者等は、公売システムの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止します。

また、紀尾井町戦略研究所株式会社は、公売担当部署の依頼を受けて、次に掲げるいずれかの行為をした者又はいずれかの行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由のある者に対し、その者の入札の受付をしないなど必要な措置を講ずることになります。

- (1) 公売システムをインターネット公売の手続以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 公売システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 公売システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 公売システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他公売システムの運用に支障を及ぼす行為又はその恐れのある行為をすること。

3 公売実施の適正化のための措置

公売担当部署は、第 6 の 2 《システム利用における禁止事項》のいずれかに掲げる行為、その他国税徴収法第 108 条第 1 項《公売実施の適正化のための措置》のいずれかに掲げる行為をした者に対し、同条の規定に基づく必要な措置を講ずることになります。

なお、当該規定による処分を受けた者は、その後 2 年間、私学事業団が行う全ての公売（インターネット公売を含みます。）に参加することができません。

4 買受人の地位の移転などの禁止

最高価申込者及び買受人の地位などインターネット公売に参加したことにより得た地位並びに公売担当部署に対する権利については、移転又は譲渡をすることはできません。また、担保に供することもできません。

5 免責事項

私学事業団は、公売が中止されたこと又は公売参加者の代理人や運送業者がした行為などにより公売参加者等（公売システムにアクセスした者を含みます。）又は第三者が被

った損害について、一切の責任を負いません。

6 準拠法

この規約は、日本法が適用されるものとします。

7 インターネット公売の手続において使用する通貨、言語、時刻など

(1) インターネット公売の手続において使用する通貨

インターネット公売の手続において使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札等価額などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公売の手続において使用する言語

インターネット公売の手続において使用する通貨言語は、日本語に限ります。この場合において、公売システムで使用する文字は、JIS第1第2水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいいます。）X0208をいいます。）を使用するため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公売の手続において使用する時刻

インターネット公売の手続において使用する時刻は、日本国の標準時によります。

8 私学事業団インターネット公売ガイドラインの改正

私学事業団は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することがあります。

なお、改正を行った場合には、私学事業団は、遅滞なく公売システム上に掲載することにより公表するものとし、公表した日以降に公売参加申込みの受付を開始するインターネット公売から適用します。

9 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、公売担当部署が掲載していない情報については、私学事業団インターネット公売に関する情報ではありません。